

民事執行における財産調査の若干の問題に関する最高人民法院の規定 (日本語訳)

出典：最高人民法院ウェブサイト掲載「最高人民法院关于民事执行中财产调查若干问题的规定」（法释〔2017〕8号）及び「最高人民法院关于修改《最高人民法院关于人民法院扣押铁路运输货物若干问题的规定》等十八件执行类司法解释的决定」（法释〔2020〕21号）

<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/37192.html>

<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/282661.html>

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AIを用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

【原文】 为规范民事执行财产调查，维护当事人及利害关系人的合法权益，根据《中华人民共和国民事诉讼法》等法律的规定，结合执行实践，制定本规定。

【訳文】 民事執行における財産調査を規範化し、当事者及び利害関係人の合法的な權益を守るため、「中華人民共和國民事訴訟法」等の法律の規定に基づき、執行の実践を踏まえ、この規定を制定する。

第一条

【原文】 执行过程中，申请执行人应当提供被执行人的财产线索；被执行人应当如实报告财产；人民法院应当通过网络执行查控系统进行调查，根据案件需要应当通过其他方式进行调查的，同时采取其他调查方式。

【訳文】 執行の過程において、執行申立人は、被執行人の財産の手がかりを提供しなければならず、被執行人は、財産をありのままに報告しなければならず、人民法院は、ネットワー

ク執行照会・管理システムを通じて調査を行わなければならない、事件の必要に応じてその他の方法により調査を行う必要があるときは、併せてその他の調査方法をとらなければならない。

第二条

【原文】申请执行人提供被执行人财产线索，应当填写财产调查表。财产线索明确、具体的，人民法院应当在七日内调查核实；情况紧急的，应当在三日内调查核实。财产线索确实，人民法院应当及时采取相应的执行措施。

【訳文】執行申立人は、被執行人の財産の手がかりを提供するときは、財産調査表に記入しなければならない。財産の手がかりが明確かつ具体的であるときは、人民法院は、7 日以内に調査し、確認しなければならない。緊急の場合には、3 日以内に調査し、確認しなければならない。財産の手がかりが確かであるときは、人民法院は、速やかに相応の執行措置をとらなければならない。

【原文】申请执行人确因客观原因无法自行查明财产的，可以申请人民法院调查。

【訳文】執行申立人は、客観的な理由により自ら財産を明らかにすることが確かにできないときは、人民法院に調査を申請することができる。

第三条

【原文】人民法院依申请执行人的申请或依职权责令被执行人报告财产情况的，应当向其发出报告财产令。金钱债权执行中，报告财产令应当与执行通知同时发出。

【訳文】人民法院は、執行申立人の申立てにより、又は職権により、被執行人に財産状況の報告を命ずるときは、被執行人に財産報告令を発しなければならない。金銭債権の執行においては、財産報告令は、執行通知と同時に発しなければならない。

【原文】人民法院根据案件需要再次责令被执行人报告财产情况的，应当重新向其发出报告财产令。

【訳文】人民法院は、事件の必要に応じて再び被執行人に財産状況の報告を命ずるときは、改めて財産報告令を発しなければならない。

第四条

【原文】 报告财产令应当载明下列事项：

【訳文】 財産報告令には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

【原文】 （一）提交财产报告的期限；

【訳文】 （1）財産報告の提出期限

【原文】 （二）报告财产的范围、期间；

【訳文】 （2）報告すべき財産の範囲及び期間

【原文】 （三）补充报告财产的条件及期间；

【訳文】 （3）財産の追加報告の条件及び期間

【原文】 （四）违反报告财产义务应承担的法律责任；

【訳文】 （4）財産報告義務に違反した場合に負うべき法的責任

【原文】 （五）人民法院认为有必要载明的其他事项。

【訳文】 （5）その他人民法院が記載の必要があると認める事項

【原文】 报告财产令应附财产调查表，被执行人必须按照要求逐项填写。

【訳文】 財産報告令には財産調査表を添付しなければならず、被執行人は、求めに従って項目ごとに記入しなければならない。

第五条

【原文】 被执行人应当在报告财产令载明的期限内向人民法院书面报告下列财产情况：

【訳文】 被執行人は、財産報告令に記載された期限内に、人民法院に対し、次に掲げる財産の状況を書面で報告しなければならない。

【原文】 （一）收入、银行存款、现金、理财产品、有价证券；

【訳文】 （1）収入、銀行預金、現金、資産運用商品及び有価証券

【原文】 （二）土地使用权、房屋等不动产；

【訳文】 （2）土地使用者、家屋等の不動産

【原文】 （三）交通运输工具、机器设备、产品、原材料等动产；

【訳文】 （3）交通運輸手段、機械設備、製品、原材料等の動産

【原文】 （四）债权、股权、投资权益、基金份额、信托受益权、知识产权等财产性权利；

【訳文】 （4）債権、持分・株式、投資上の権益、ファンドの持分、信託受益権、知的財産権等の財産的権利

【原文】 （五）其他应当报告的财产。

【訳文】 （5）その他報告すべき財産

【原文】 被执行人的财产已出租、已设立担保物权等权利负担，或者存在共有、权属争议等情形的，应当一并报告；被执行人的动产由第三人占有，被执行人的不动产、特定动产、其他财产权等登记在第三人名下的，也应当一并报告。

【訳文】 被執行人の財産が既に賃貸され、若しくは担保物権等の権利の負担が既に設定され、又は共有若しくは権利帰属についての争い等の事情があるときは、併せて報告しなければ

ばならない。被執行人の動産を第三者が占有しているとき、又は被執行人の不動産、特定の動産、その他の財産権等が第三者の名義で登記されているときも、併せて報告しなければならない。

【原文】被執行人在报告财产令载明的期限内提交书面报告确有困难的，可以向人民法院书面申请延长期限；申请有正当理由的，人民法院可以适当延长。

【訳文】被執行人は、財産報告令に記載された期限内に書面による報告を提出することが確かに困難であるときは、人民法院に期限の延長を書面で申請することができる。申請に正当な理由があるときは、人民法院は、期限を適切に延長することができる。

第六条

【原文】被执行人自收到执行通知之日前一年至提交书面财产报告之日，其财产情况发生下列变动的，应当将变动情况一并报告：

【訳文】被執行人は、執行通知を受け取った日の1年前から書面による財産報告を提出する日までの間に、その財産状況に次に掲げる変動が生じたときは、その変動の状況を併せて報告しなければならない。

【原文】（一）转让、出租财产的；

【訳文】（1）財産を譲渡し、又は賃貸したとき。

【原文】（二）在财产上设立担保物权等权利负担的；

【訳文】（2）財産に担保物権等の権利の負担を設定したとき。

【原文】（三）放弃债权或延长债权清偿期的；

【訳文】（3）債権を放棄し、又は債権の弁済期を延長したとき。

【原文】（四）支出大额资金的；

【訳文】（4）多額の資金を支出したとき。

【原文】（五）其他影响生效法律文书确定债权实现的财产变动。

【訳文】（5）その他効力を生じた法律文書で確定された債権の実現に影響を及ぼす財産の変動

第七条

【原文】被执行人报告财产后，其财产情况发生变动，影响申请执行人债权实现的，应当自财产变动之日起十日内向人民法院补充报告。

【訳文】被執行人は、財産を報告した後に、その財産状況に変動が生じ、執行申立人の債権の実現に影響を及ぼすときは、財産が変動した日から 10 日以内に人民法院に追加の報告をしなければならない。

第八条

【原文】对被执行人报告的财产情况，人民法院应当及时调查核实，必要时可以组织当事人进行听证。

【訳文】被執行人が報告した財産状況について、人民法院は、速やかに調査し、確認しなければならない。必要なときは、当事者を集めて聴聞を行うことができる。

【原文】申请执行人申请查询被执行人报告的财产情况的，人民法院应当准许。申请执行人及其代理人对查询过程中知悉的信息应当保密。

【訳文】執行申立人が被執行人の報告した財産状況の閲覧を申請したときは、人民法院は、これを許可しなければならない。執行申立人及びその代理人は、閲覧の過程で知り得た情報について秘密を保持しなければならない。

第九条

【原文】被执行人拒绝报告、虚假报告或者无正当理由逾期报告财产情况的，人民法院可以根据情节轻重对被执行人或者其法定代理人予以罚款、拘留；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】被執行人が財産状況の報告を拒み、虚偽の報告をし、又は正当な理由なく期限を過ぎて報告したときは、人民法院は、情状の軽重に応じて、被執行人又はその法定代理人を過料又は拘留【訳者注：司法拘留（民事訴訟法上の強制措置としての拘留）】に処することができる。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

【原文】人民法院对有前款规定行为之一的单位，可以对其主要负责人或者直接责任人员予以罚款、拘留；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】人民法院は、前項に規定する行為のいずれかをした法人その他の団体について、その主たる責任者又は直接の責任者を過料又は拘留に処することができる。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

第十条

【原文】被执行人拒绝报告、虚假报告或者无正当理由逾期报告财产情况的，人民法院应当依照相关规定将其纳入失信被执行人名单。

【訳文】被執行人が財産状況の報告を拒み、虚偽の報告をし、又は正当な理由なく期限を過ぎて報告したときは、人民法院は、関係規定に従い、その者を信用喪失被執行人名簿に登載しなければならない。

第十一条

【原文】有下列情形之一的，财产报告程序终结：

【訳文】次に掲げる事由のいずれかがあるときは、財産報告手続は終了する。

【原文】（一）被执行人履行完毕生效法律文书确定义务的；

【訳文】（1）被執行人が効力を生じた法律文書で確定された義務の履行を完了したとき。

【原文】（二）人民法院裁定终结执行的；

【訳文】（2）人民法院が執行を終了する旨の裁定をしたとき。

【原文】（三）人民法院裁定不予执行的；

【訳文】（3）人民法院が執行しない旨の裁定をしたとき。

【原文】（四）人民法院认为财产报告程序应当终结的其他情形。

【訳文】（4）その他人民法院が財産報告手続を終了すべきと認める事由があるとき。

【原文】发出报告财产令后，人民法院裁定终结本次执行程序的，被执行人仍应依照本规定第七条的规定履行补充报告义务。

【訳文】財産報告令を発した後に、人民法院が今回の執行手続を終了する旨の裁定【訳者注：「终结本次执行程序」。執行可能な財産が見つからない場合に、事件を一旦終了させるが、財産が見つければ再び執行を申し立てることができる手続】をしたときも、被執行人は、なおこの規定第7条の規定により追加報告の義務を履行しなければならない。

第十二条

【原文】被执行人未按执行通知履行生效法律文书确定的义务，人民法院有权通过网络执行查控系统、现场调查等方式向被执行人、有关单位或个人调查被执行人的身份信息和财产信息，有关单位和个人应当依法协助办理。

【訳文】被執行人が執行通知に従って効力を生じた法律文書で確定された義務を履行しないときは、人民法院は、ネットワーク執行照会・管理システム、現地調査等の方法により、被執行人、関係する法人その他の団体又は個人に対し、被執行人の身元情報及び財産情報を調査する権限を有し、関係する法人その他の団体及び個人は、法に基づきこれに協力しなければならない。

【原文】人民法院对调查所需资料可以复制、打印、抄录、拍照或以其他方式进行提取、留存。

【訳文】人民法院は、調査に必要な資料について、複製、印刷、書写、撮影その他の方法により抽出し、保存することができる。

【原文】申请执行人申请查询人民法院调查的财产信息的，人民法院可以根据案件需要决定是否准许。申请执行人及其代理人对查询过程中知悉的信息应当保密。

【訳文】執行申立人が人民法院の調査した財産情報の閲覧を申請したときは、人民法院は、事件の必要に応じて許可するかどうかを決定することができる。執行申立人及びその代理人は、閲覧の過程で知り得た情報について秘密を保持しなければならない。

第十三条

【原文】人民法院通过网络执行查控系统进行调查，与现场调查具有同等法律效力。

【訳文】人民法院がネットワーク執行照会・管理システムを通じて行う調査は、現地調査と同等の法的効力を有する。

【原文】人民法院调查过程中作出的电子法律文书与纸质法律文书具有同等法律效力；协助执行单位反馈的电子查询结果与纸质反馈结果具有同等法律效力。

【訳文】人民法院が調査の過程で作成した電子的な法律文書は、紙の法律文書と同等の法的効力を有する。執行に協力する法人その他の団体が回答した電子的な照会結果は、紙による回答結果と同等の法的効力を有する。

第十四条

【原文】被执行人隐匿财产、会计账簿等资料拒不交出的，人民法院可以依法采取搜查措施。

【訳文】被執行人が財産、会計帳簿等の資料を隠匿して引渡しを拒んだときは、人民法院は、法に基づき搜索措置をとることができる。

【原文】人民法院依法搜查时，对被执行人可能隐匿财产或者资料的处所、箱柜等，经责令被执行人开启而拒不配合的，可以强制开启。

【訳文】人民法院は、法に基づき搜索をする場合において、被執行人が財産又は資料を隠匿している可能性のある場所、箱、戸棚等について、被執行人に開けるよう命じたにもかかわらずこれに協力しないときは、強制的に開けることができる。

第十五条

【原文】为查明被执行人的财产情况和履行义务的能力，可以传唤被执行人或被执行人的法定代表人、负责人、实际控制人、直接责任人员到人民法院接受调查询问。

【訳文】被執行人の財産状況及び義務を履行する能力を明らかにするため、被執行人又は被執行人の法定代表人、責任者、実際の支配者若しくは直接の責任者を人民法院に呼び出して、調査のための質問を受けさせることができる。

【原文】对必须接受调查询问的被执行人、被执行人的法定代表人、负责人或者实际控制人，经依法传唤无正当理由拒不到场的，人民法院可以拘传其到场；上述人员下落不明的，人民法院可以依照相关规定通知有关单位协助查找。

【訳文】調査のための質問を受けなければならない被執行人、被執行人の法定代表人、責任者又は実際の支配者が、法に基づく呼出しを受けたにもかかわらず正当な理由なく出頭を拒んだときは、人民法院は、これを勾引して出頭させることができる。上記の者の所在が不明であるときは、人民法院は、関係規定に従い、関係する法人その他の団体に所在の搜索への協力を通知することができる。

第十六条

【原文】人民法院对已经办理查封登记手续的被执行人机动车、船舶、航空器等特定动产未能实际扣押的，可以依照相关规定通知有关单位协助查找。

【訳文】人民法院は、查封【訳者注：主に不動産・登録財産等について、登記等により処分を禁ずる措置】の登記手続を既に行った被執行人の自動車、船舶、航空機等の特定の動産を実際に差し押さえることができなかったときは、関係規定に従い、関係する法人その他の団体に所在の搜索への協力を通知することができる。

第十七条

【原文】作为被执行人的法人或非法人组织不履行生效法律文书确定的义务，申请执行人认为其有拒绝报告、虚假报告财产情况，隐匿、转移财产等逃避债务情形或者其股东、出资人有出资不实、抽逃出资等情形的，可以书面申请人民法院委托审计机构对该被执行人进行审计。人民法院应当自收到书面申请之日起十日内决定是否准许。

【訳文】被執行人である法人又は非法人組織が効力を生じた法律文書で確定された義務を履行しない場合において、執行申立人は、当該被執行人に財産状況の報告の拒否若しくは虚偽

の報告、財産の隠匿若しくは移転等の債務を免れる事情があり、又はその株主若しくは出資者に出資の不実、出資の不正な引出し等の事情があると考えるときは、人民法院に対し、監査機関に委託して当該被執行人の監査を行うよう書面で申請することができる。人民法院は、書面による申請を受け取った日から 10 日以内に、許可するかどうかを決定しなければならない。

第十八条

【原文】 人民法院决定审计的，应当随机确定具备资格的审计机构，并责令被执行人提交会计凭证、会计账簿、财务会计报告等与审计事项有关的资料。

【訳文】 人民法院は、監査をすることを決定したときは、資格を有する監査機関を無作為に決定し、かつ、被執行人に対し、会計証憑、会計帳簿、財務会計報告等の監査事項に係る資料の提出を命じなければならない。

【原文】 被执行人隐匿审计资料的，人民法院可以依法采取搜查措施。

【訳文】 被執行人が監査資料を隠匿したときは、人民法院は、法に基づき搜索措置をとることができる。

第十九条

【原文】 被执行人拒不提供、转移、隐匿、伪造、篡改、毁弃审计资料，阻挠审计人员查看业务现场或者有其他妨碍审计调查行为的，人民法院可以根据情节轻重对被执行人或其主要负责人、直接责任人员予以罚款、拘留；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】 被執行人が監査資料の提供を拒み、又は監査資料を移転し、隠匿し、偽造し、改ざんし、若しくは毀棄し、監査人員による業務現場の確認を妨げ、又はその他監査調査を妨げる行為をしたときは、人民法院は、情状の軽重に応じて、被執行人又はその主たる責任者若しくは直接の責任者を過料又は拘留に処することができる。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

第二十条

【原文】 审计费用由提出审计申请的申请执行人预交。被执行人存在拒绝报告或虚假报告财产情况，隐匿、转移财产或者其他逃避债务情形的，审计费用由被执行人承担；未发现被执行人存在上述情形的，审计费用由申请执行人承担。

【訳文】 監査費用は、監査を申請した執行申立人が予納する。被執行人に財産状況の報告の拒否若しくは虚偽の報告、財産の隠匿若しくは移転その他の債務を免れる事情があるときは、監査費用は、被執行人が負担する。被執行人に上記の事情があることが判明しなかったときは、監査費用は、執行申立人が負担する。

第二十一条

【原文】 被执行人不履行生效法律文书确定的义务，申请执行人可以向人民法院书面申请发布悬赏公告查找可供执行的财产。申请书应当载明下列事项：

【訳文】 被執行人が効力を生じた法律文書で確定された義務を履行しないときは、執行申立人は、人民法院に対し、執行することができる財産を探すための懸賞公告の発布を書面で申請することができる。申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

【原文】 （一）悬赏金的数额或计算方法；

【訳文】 （1）懸賞金の額又は計算方法

【原文】 （二）有关人员提供人民法院尚未掌握的财产线索，使该申请执行人的债权得以全部或部分实现时，自愿支付悬赏金的承诺；

【訳文】 （2）関係者が人民法院がまだ把握していない財産の手がかりを提供し、それにより当該執行申立人の債権の全部又は一部が実現したときに、自ら懸賞金を支払う旨の約束

【原文】 （三）悬赏公告的发布方式；

【訳文】 （3）懸賞公告の発布の方法

【原文】 （四）其他需要载明的事项。

【訳文】（4）その他記載を要する事項

【原文】 人民法院应当自收到书面申请之日起十日内决定是否准许。

【訳文】 人民法院は、書面による申請を受け取った日から 10 日以内に、許可するかどうかを決定しなければならない。

第二十二條

【原文】 人民法院决定悬赏查找财产的，应当制作悬赏公告。悬赏公告应当载明悬赏金的数额或计算方法、领取条件等内容。

【訳文】 人民法院は、懸賞により財産を探すことを決定したときは、懸賞公告を作成しなければならない。懸賞公告には、懸賞金の額又は計算方法、受領の条件等の内容を記載しなければならない。

【原文】 悬赏公告应当在全国法院执行悬赏公告平台、法院微博或微信等媒体平台发布，也可以在执行法院公告栏或被执行人住所地、经常居住地等处张贴。申请执行人申请在其他媒体平台发布，并自愿承担发布费用的，人民法院应当准许。

【訳文】 懸賞公告は、全国法院執行懸賞公告プラットフォーム、裁判所の微博（ウェイボー）又は微信（WeChat）等のメディア・プラットフォームで発布しなければならず、また、執行裁判所の掲示板又は被執行人の住所地、常居所地等の場所に掲示することもできる。執行申立人がその他のメディア・プラットフォームでの発布を申請し、かつ、自ら発布費用を負担するときは、人民法院は、これを許可しなければならない。

第二十三條

【原文】 悬赏公告发布后，有关人员向人民法院提供财产线索的，人民法院应当对有关人员的身份信息和财产线索进行登记；两人以上提供相同财产线索的，应当按照提供线索的先后顺序登记。

【訳文】 懸賞公告の発布後、関係者が人民法院に財産の手がかりを提供したときは、人民法院は、当該関係者の身元情報及び財産の手がかりを登録しなければならない。2 人以上が同一の財産の手がかりを提供したときは、手がかりを提供した先後の順序に従い登録しなければならない。

【原文】人民法院对有关人员的身份信息和财产线索应当保密，但为发放悬赏金需要告知申请执行人的除外。

【訳文】 人民法院は、関係者の身元情報及び財産の手がかりについて秘密を保持しなければならない。ただし、懸賞金の支給のために執行申立人に告知する必要があるときは、この限りでない。

第二十四条

【原文】 有关人员提供人民法院尚未掌握的财产线索，使申请发布悬赏公告的申请执行人的债权得以全部或部分实现的，人民法院应当按照悬赏公告发放悬赏金。

【訳文】 関係者が人民法院がまだ把握していない財産の手がかりを提供し、それにより懸賞公告の発布を申請した執行申立人の債権の全部又は一部が実現したときは、人民法院は、懸賞公告に従い懸賞金を支給しなければならない。

【原文】 悬赏金从前款规定的申请执行人应得的执行款中予以扣减。特定物交付执行或者存在其他无法扣减情形的，悬赏金由该申请执行人另行支付。

【訳文】 懸賞金は、前項に規定する執行申立人が受け取るべき執行金から差し引く。特定物の引渡しの執行であるとき、その他差し引くことができない事情があるときは、懸賞金は、当該執行申立人が別途支払う。

【原文】 有关人员为申请执行人的代理人、有义务向人民法院提供财产线索的人员或者存在其他不应发放悬赏金情形的，不予发放。

【訳文】 関係者が執行申立人の代理人であるとき、人民法院に財産の手がかりを提供する義務を負う者であるとき、その他懸賞金を支給すべきでない事情があるときは、支給しない。

第二十五条

【原文】 执行人员不得调查与执行案件无关的信息，对调查过程中知悉的国家秘密、商业秘密和个人隐私应当保密。

【訳文】 執行人員は、執行事件と関係のない情報を調査してはならず、調査の過程で知り得た国家秘密、商業秘密及び個人のプライバシーについて秘密を保持しなければならない。

第二十六条

【原文】 本規定自 2017 年 5 月 1 日起施行。

【訳文】 この規定は、2017 年 5 月 1 日から施行する。

訳注：現行性について。本規定は、2017 年 1 月 25 日に最高人民法院審判委員会第 1708 回会議で採択され（法釈〔2017〕8 号、2017 年 5 月 1 日施行）、2020 年 12 月 23 日の同第 1823 回会議で採択された「《最高人民法院关于人民法院扣押铁路运输货物若干问题的规定》等十八件执行类司法解释の改正に関する決定」（法釈〔2020〕21 号、2021 年 1 月 1 日施行）により第 17 条が改正された（「其他组织」が「非法人组织」に改められた。）。本訳は、改正後の条文による。2026 年 10 月 5 日現在、2020 年改正版が現行有効である（確認方法：中国の法令データベース「北大法宝」（pkulaw.com）で表題検索し、「最高人民法院关于民事执行中财产调查若干问题的规定(2020 修正)」が「现行有效 司法解释 法释〔2020〕21 号 2020.12.29 公布 2021.01.01 施行」と表示されることを確認（2026 年 10 月 5 日）。）。